

令和8年2月25日招集

# 秩父市議会定例会議案



## 目 次

議案第 1 号	専決処分について（令和7年度秩父市一般会計補正予算（第6回））	1
議案第 2 号	財産の取得について（追認）	1 8
議案第 3 号	市道路線の認定について	2 2
議案第 4 号	市道路線の変更について	2 5
議案第 5 号	市道路線の廃止について	3 0
議案第 6 号	第3次秩父市総合振興計画基本構想の策定について	3 2
議案第 7 号	横瀬町、皆野町、長瀨町及び小鹿野町とのちちぶ定住自立圏形成協定書の 変更について	3 3
議案第 8 号	秩父市過疎地域持続的発展計画の策定について	3 4
議案第 9 号	秩父市公共施設等総合管理計画の変更について	3 5
議案第10号	工事請負契約の締結について	3 6
議案第11号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	3 7
議案第12号	秩父市行政組織条例の一部を改正する条例	3 8
議案第13号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例	3 9
議案第14号	秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	4 0
議案第15号	秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	4 3
議案第16号	秩父市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例	4 4
議案第17号	秩父市営バス条例の一部を改正する条例	4 5
議案第18号	秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	4 6
議案第19号	秩父市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例	4 9

議案第20号	秩父市地場産業センター条例の一部を改正する条例……………	51
議案第21号	秩父市学校設置条例の一部を改正する条例……………	52
議案第22号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例……………	53
議案第23号	秩父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例……………	58
議案第24号	秩父市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例……………	59
議案第25号	秩父市地域生活交通条例……………	71
議案第26号	令和7年度秩父市一般会計補正予算(第7回)……………	74
議案第27号	令和7年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)……………	84
議案第28号	令和7年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)……………	92
議案第29号	令和7年度秩父市介護保険特別会計補正予算(第3回)……………	95
議案第30号	令和7年度秩父市立病院事業会計補正予算(第4回)……………	98
議案第31号	令和7年度秩父市下水道事業会計補正予算(第3回)……………	100
議案第32号	令和8年度秩父市一般会計予算……………	103
議案第33号	令和8年度秩父市国民健康保険特別会計予算……………	104
議案第34号	令和8年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算……………	105
議案第35号	令和8年度秩父市介護保険特別会計予算……………	106
議案第36号	令和8年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算……………	107
議案第37号	令和8年度秩父市駐車場事業特別会計予算……………	108
議案第38号	令和8年度秩父市立病院事業会計予算……………	109
議案第39号	令和8年度秩父市下水道事業会計予算……………	110

議案第 1 号

専決処分について

令和 7 年度秩父市一般会計補正予算（第 6 回）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

専決処分書

令和7年度秩父市一般会計補正予算（第6回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

秩 父 市 長            清   野   和   彦

令和7年度秩父市一般会計補正予算（第6回）

令和7年度秩父市一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,779千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,788,438千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		1,986,104	58,779	2,044,883
	3 委託金	188,798	58,779	247,577
歳 入	合 計	34,729,659	58,779	34,788,438

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,831,195	58,779	4,889,974
	4 選挙費	119,104	58,779	177,883
歳 出	合 計	34,729,659	58,779	34,788,438

余 白



(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	4,831,195	58,779	4,889,974
歳 出 合 計	34,729,659	58,779	34,788,438



2 歳 入

(款) 16 県支出金  
(項) 3 委託金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,986,104	58,779	2,044,883
	3	委 託 金	188,798	58,779	247,577
		1 総務費委託金	181,354	58,779	240,133

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 選挙費委託金	58,779	・ 衆議院議員選挙執行委託金	58,779

### 3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 4 選挙費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2		総務費	4,831,195	58,779	4,889,974	58,779		
	4	選挙費	119,104	58,779	177,883	58,779		
		5 衆議院議員 選挙費	0	58,779	58,779	58,779		(県) 衆議院議員選挙執行委託金 58,779

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報 酬	3,860	○ 衆議院議員選挙費<選挙管理委員会> 58,779
	3 職員手当等	12,840	1 報酬 3,860
	7 報 償 費	342	投票管理者他報酬 3,860
	8 旅 費	17	3 職員手当等 12,840
	10 需 用 費	2,614	時間外勤務手当 12,840
	11 役 務 費	10,926	7 報償費 342
	12 委 託 料	20,758	謝礼金 342
	13 使用料及び 賃借料	3,372	8 旅費 17
	14 工事請負費	50	普通旅費 17
	17 備品購入費	4,000	10 需用費 2,614
			消耗品費 1,400
			燃料費 100
			食糧費 864
			印刷製本費 200
			修繕料 50
			11 役務費 10,926
			通信運搬費 10,893
			手数料 33
			12 委託料 20,758
			ポスター掲示場作成・設置・撤去委託料 10,692
			投票所資材配送・撤収業務委託料 715
			選挙公報新聞折込委託料 781
			投票用紙読取機等点検委託料 1,472
			期日前投票システム管理委託料 1,451
			期日前投票所駐車場等整理委託料 654
			選挙事務派遣委託料 4,899
			選挙システム改修委託料 94
			13 使用料及び賃借料 3,372
			建物借上料 765
			自動車借上料 50
			市民会館使用料 200
			駐車場使用料 20
			投票速報システム使用料 72
			地図複製利用料 72
			携帯電話借上料 37
			選挙備品借上料 110
			投票機器借上料 2,046
			14 工事請負費 50
			投票所諸工事 50
			17 備品購入費 4,000
			選挙用備品 4,000

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長等	3		27,764	11,341 (4.6月分)		320	39,425	9,188	48,613	
	議員	18	75,662		33,290 (4.6月分)			108,952	21,100	130,052	
	その他の 特別職	2,737	138,034					138,034	23,163	161,197	
	計	2,758	213,696	27,764	44,631		320	286,411	53,451	339,862	
補正前	長等	3		27,764	11,341 (4.6月分)		320	39,425	9,188	48,613	
	議員	18	75,662		33,290 (4.6月分)			108,952	21,100	130,052	
	その他の 特別職	2,459	134,174					134,174	23,163	157,337	
	計	2,480	209,836	27,764	44,631		320	282,551	53,451	336,002	
比 較	長等										
	議員										
	その他の 特別職	278	3,860					3,860		3,860	
	計	278	3,860					3,860		3,860	

## 2 一般職

### (1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 469 ) 481	800,372	2,050,417	1,621,815	4,472,604	1,177,911	5,650,515	
補正前	( 469 ) 481	800,372	2,050,417	1,608,975	4,459,764	1,177,911	5,637,675	
比較	( )			12,840	12,840		12,840	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	53,770	46,510	627,718	519,268	155,998	110,990	475
	補正前	53,770	46,510	627,718	519,268	143,158	110,990	475
	比較					12,840		
	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)		
	補正後	29,070	150	33,549	42,590	1,050		
	補正前	29,070	150	33,549	42,590	1,050		
	比較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 32 ) 481		2,050,417	1,337,674	3,388,091	984,292	4,372,383	
補正前	( 32 ) 481		2,050,417	1,324,834	3,375,251	984,292	4,359,543	
比較	( )			12,840	12,840		12,840	

職員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	53,770	46,510	472,997	389,848	155,998	110,990	475
	補正前	53,770	46,510	472,997	389,848	143,158	110,990	475
	比較					12,840		
内 訳	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)		
	補正後	29,070	150	33,549	42,590	1,050		
	補正前	29,070	150	33,549	42,590	1,050		
	比較							

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 437 )	800,372		284,141	1,084,513	193,619	1,278,132	
補正前	( 437 )	800,372		284,141	1,084,513	193,619	1,278,132	
比較	( )							

職員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後			154,721	129,420			
	補正前			154,721	129,420			
	比較							
内 訳	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後							
	補正前							
	比較							

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員 手当	12,840	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	12,840	衆議院議員総選挙に伴う時間外勤務手当の増額	

議案第2号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 種類 小型動力ポンプ付き普通積載車  
数量 3台  
金額 金31,966,530円  
相手方 埼玉県秩父市東町7番5号  
埼玉消防機械株式会社  
代表取締役 落合正雄
  
- 2 種類 小型動力ポンプ付き普通積載車及び消防用水槽車  
数量 各1台  
金額 金23,927,820円  
相手方 埼玉県秩父市東町7番5号  
埼玉消防機械株式会社  
代表取締役 落合正雄
  
- 3 種類 小型動力ポンプ付き普通積載車  
数量 1台  
種類 照明特化型動力消防ポンプ付き積載車  
数量 3台  
金額 金46,642,879円  
相手方 埼玉県秩父市東町7番5号  
埼玉消防機械株式会社  
代表取締役 落合正雄
  
- 4 種類 LED防犯灯  
数量 LED防犯灯器具3,780基  
LED防犯灯用ポール105基  
金額 金170,306,400円  
相手方 東京都千代田区神田美土代町9番地1  
首都圏リース株式会社  
取締役社長 岩田一男

- 5 種類 空調設備及びLED照明器具（ほのぼのマイタウン、秩父市文化体育センター、秩父市吉田元気村）  
数量 空調設備3台 LED照明器具1, 160基  
金額 金246, 750, 710円  
相手方 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地6号  
NTTファイナンス株式会社 関東支店  
支店長 木田治光
- 6 種類 道路照明灯  
数量 967基  
金額 金114, 738, 360円  
相手方 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地6号  
NTT・TCリース株式会社 関東支店  
支店長 森山 仁
- 7 種類 太陽光発電設備（秩父市役所本庁舎、秩父宮記念市民会館）  
数量 太陽光パネル376枚 パワーコンディショナー5台  
金額 金79, 943, 527円  
相手方 埼玉県秩父市熊木町9番5号秩父ビジネスプラザ  
秩父新電力株式会社  
代表取締役 新井公夫
- 8 種類 太陽光発電設備（秩父市立秩父第二中学校）  
数量 太陽光パネル152枚 パワーコンディショナー2台  
金額 金47, 166, 854円  
相手方 埼玉県秩父市熊木町9番5号秩父ビジネスプラザ  
秩父新電力株式会社  
代表取締役 新井公夫
- 9 種類 小中学校学習者用端末機器及びACアダプター  
数量 端末機器4, 489台 ACアダプター900個  
金額 金173, 784, 600円  
相手方 埼玉県秩父市下影森1248番地  
キヤノン電子ビジネスシステムズ株式会社  
代表取締役 荒船庄治

- |     |       |  |
|-----|-------|--|
| 1 0 | 種 類   | 小中学校学習者用端末機器（更新）   |
|     | 数 量   | 4, 3 1 2 台（児童生徒用） 4 0 0 台（指導者用）                                    |
|     | 金 額   | 金 1 5 6, 8 8 0, 0 2 0 円  |
|     | 相 手 方 | 埼玉県秩父市下影森 1 2 4 8 番地<br>キャノン電子ビジネスシステムズ株式会社<br>代表取締役 荒船庄治          |
|     |       |  |
| 1 1 | 種 類   | 食器食缶洗浄機及び電気スチームコンベクションオーブン<br>（秩父第一中学校共同調理場）                       |
|     | 数 量   | 各 1 台  |
|     | 金 額   | 金 2 8, 0 7 6, 4 0 0 円  |
|     | 相 手 方 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 9 番地 6 号<br>N T T ファイナンス株式会社 関東支店<br>支店長 森山 仁    |
|     |       |  |
| 1 2 | 種 類   | 食器食缶洗浄機（荒川共同調理場）   |
|     | 数 量   | 1 台  |
|     | 金 額   | 金 2 5, 8 3 2, 4 0 0 円  |
|     | 相 手 方 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 9 番地 6 号<br>N T T ・ T C リース株式会社 関東支店<br>支店長 森山 仁 |

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

提案理由

財産を取得したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 6 1 号）第 3 条の規定により提出する。

余 白

### 議案第3号

#### 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点		重要な 経過地
	終 点		
原谷418号線	秩父市大野原字築瀬	2364番 4地先	
	秩父市大野原字蓼沼	2451番 1地先	
原谷419号線	秩父市大野原字下中原	1618番 6地先	
	秩父市大野原字蓼沼	2496番 2地先	

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

#### 提案理由

市道路線に認定し管理したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により提出する。

案内図  
認定  
市道(原谷)418号線  
大野原地内  
1/2,500



市道(幹線)77号線

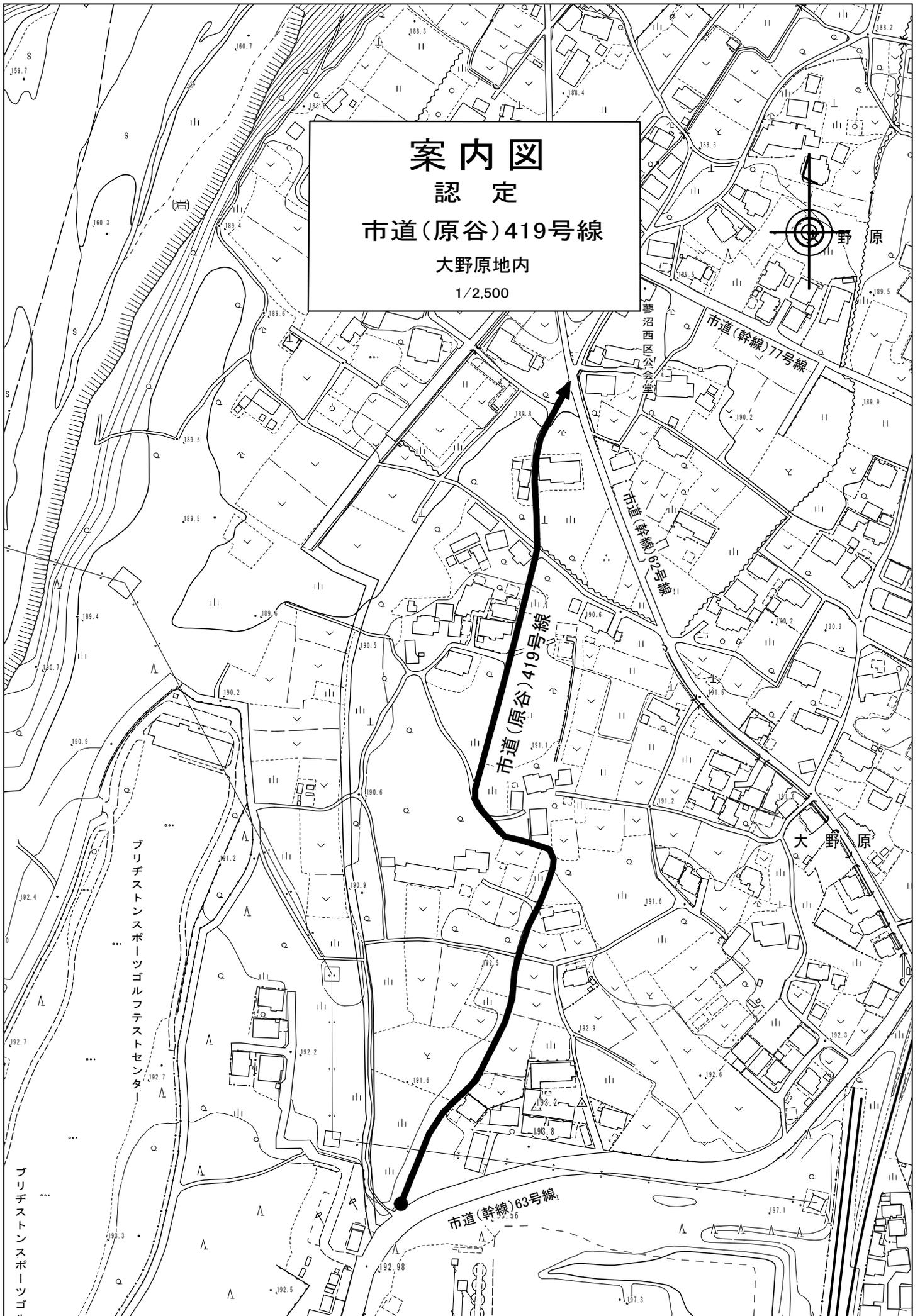
市道(幹線)63号線

市道(原谷)418号線

市道(幹線)63号線

ブリヂストンスポーツゴルフテストセンター

ブリヂストンスポーツ



案内図  
認定  
市道(原谷)419号線  
大野原地内  
1/2,500



市道(原谷)419号線

夢沼西区公会堂

市道(幹線)77号線

市道(幹線)92号線

大野原

プリチストンスポーツゴルフテストセンター

プリチストンスポーツ

市道(幹線)63号線

議案第 4 号

市道路線の変更について

次のとおり市道路線を変更することについて議決を求める。

路線名	旧新別	起 点		重要な 経過地
		終 点		
幹線 6 3 号線	旧	秩父市大野原字下原	5 5 0 番 1 地先	
		秩父市大野原字蓼沼	2 4 9 6 番 2 地先	
	新	秩父市大野原字下原	5 5 0 番 1 地先	
		秩父市大野原字蓼沼	2 9 3 8 番 4 地先	
原谷 6 3 号線	旧	秩父市大野原字築瀬	2 3 9 1 番地先	
		秩父市大野原字蓼沼	2 8 8 3 番地先	
	新	秩父市大野原字築瀬	2 3 9 7 番 1 地先	
		秩父市大野原字蓼沼	2 8 8 3 番 1 地先	

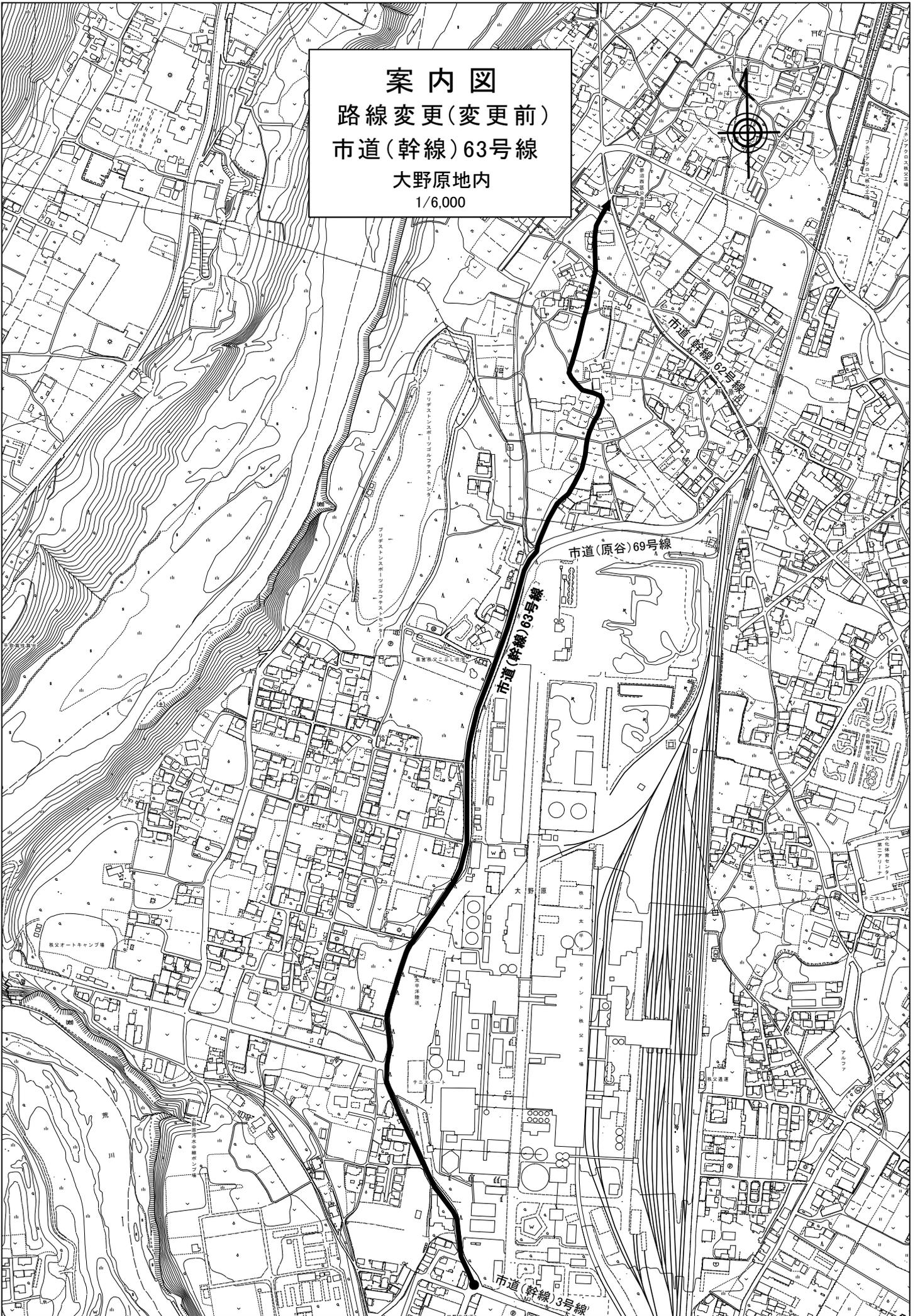
令和 8 年 2 月 2 5 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

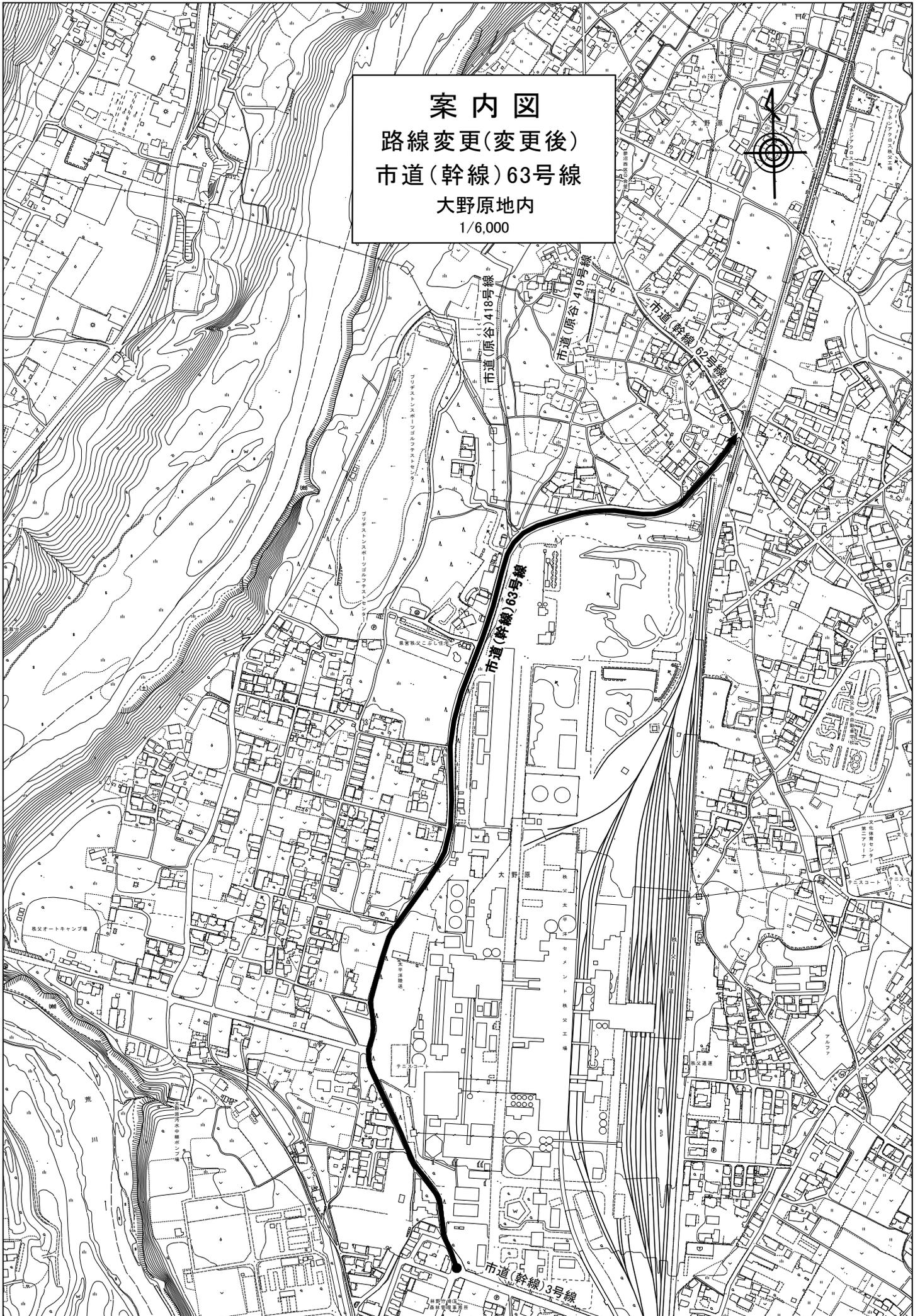
提案理由

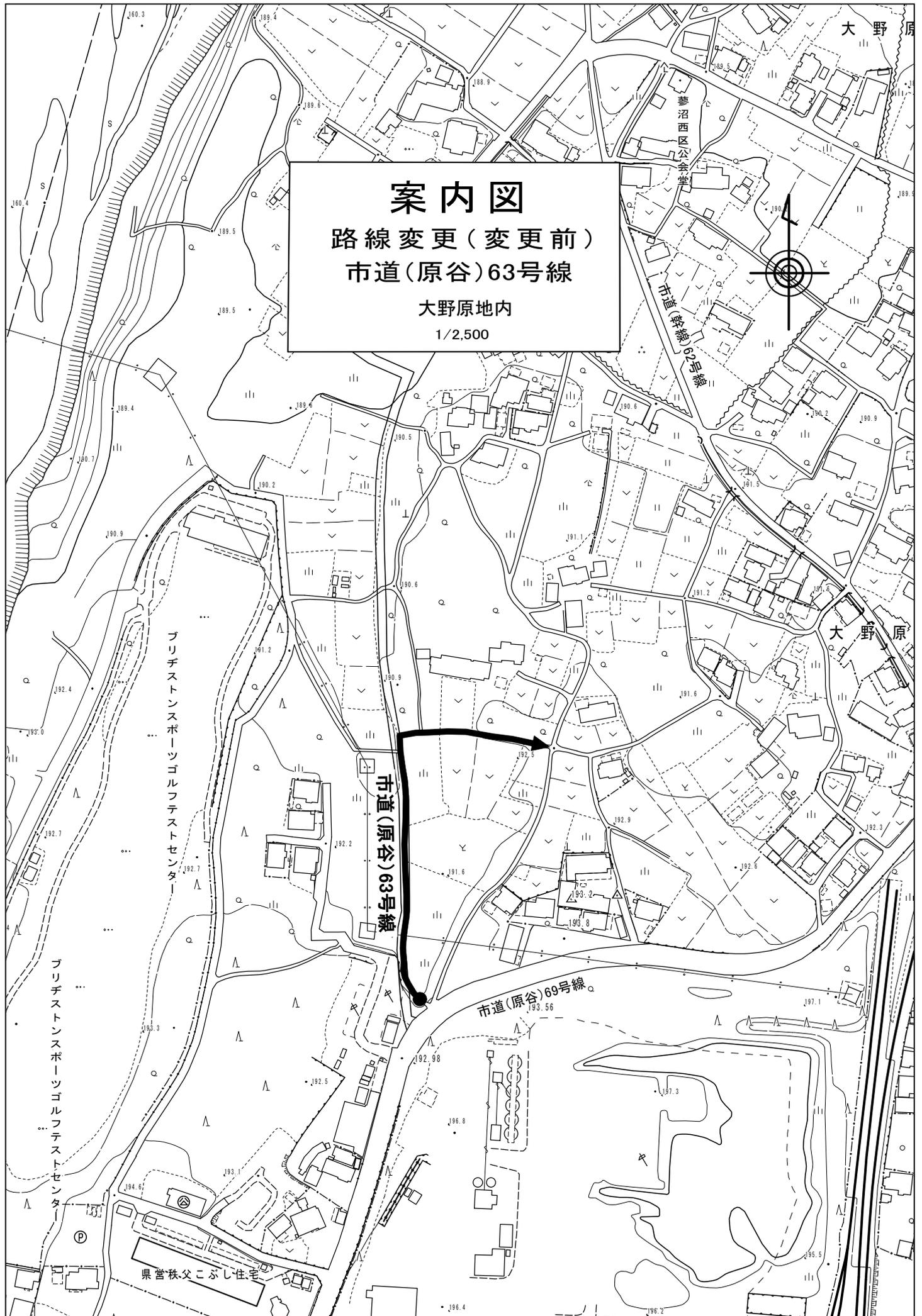
市道路線を変更し管理したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

案内図  
路線変更(変更前)  
市道(幹線)63号線  
大野原地内  
1/6,000



案内図  
路線変更(変更後)  
市道(幹線)63号線  
大野原地内  
1/6,000





**案内図**  
路線変更(変更前)  
市道(原谷)63号線  
大野原地内  
1/2,500

市道(原谷)63号線

市道(原谷)69号線

プリチストンスポーツゴルフテストセンター

プリチストンスポーツゴルフテストセンター

県営秩父こぶし住宅

**案内図**  
路線変更(変更後)  
市道(原谷)63号線  
大野原地内  
1/2,500



議案第5号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
原谷69号線	秩父市大野原字下中原 1680番 1地先	
	秩父市大野原字蓼沼 2936番 4地先	

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

市道路線を廃止したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により提出する。

案内図  
廃止  
市道(原谷)69号線  
大野原地内  
1/2,500



議案第6号

第3次秩父市総合振興計画基本構想の策定について

第3次秩父市総合振興計画基本構想を別冊のとおり策定したいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年秩父市条例第17号）第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長      清   野   和   彦

提案理由

本市の実施する施策の基本方針を示した基本構想を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を図りたいため。

## 議案第7号

横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町とのちちぶ定住自立圏形成協定書の変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町との間において定住自立圏形成協定を別冊のとおり変更締結するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年秩父市条例第17号）第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長      清   野   和   彦

### 提案理由

横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町との間に締結したちちぶ定住自立圏形成協定について、以下の項目を追加したいため。

#### （1）生活機能の強化に係る政策分野

不登校児童生徒に対する支援体制の充実

議案第 8 号

秩父市過疎地域持続的発展計画の策定について

秩父市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長            清   野            和   彦

提案理由

秩父市過疎地域持続的発展計画の期間が満了したことから新たに計画（令和 8 年度から令和 12 年度まで）を策定し、過疎地域の持続的発展を図りたいため。

## 議案第9号

### 秩父市公共施設等総合管理計画の変更について

秩父市公共施設等総合管理計画を別冊のとおり変更したいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年秩父市条例第17号）第3号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

### 提案理由

総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」の改訂に伴い、秩父市公共施設等総合管理計画を変更し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進したいため。

議案第10号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名 原谷小学校校舎等外部大規模改造工事（ゼロ債務）  
施工箇所 秩父市大野原2991番地  
請負金額 金302,500,000円  
請負業者 秩父市中村町四丁目1番3号  
株式会社高橋組 秩父本店  
代表取締役 高橋崇剛

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

原谷小学校校舎等外部大規模改造工事（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年秩父市条例第61号）第2条の規定により提出する。

## 議案第 1 1 号

### 秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成 1 7 年秩父市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「別表第 9 7 号」を「別表第 9 5 号」に改める。

別表中第 7 1 号を削り、第 7 2 号を第 7 1 号とし、第 7 3 号を削り、第 7 4 号を第 7 2 号とし、同表第 7 5 号中「法人所在証明手数料」を「所在地証明手数料」に改め、同号を同表第 7 3 号とし、同表第 7 6 号から第 1 0 2 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

### 提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、各種証明書の名称等について所要の改正を行いたいため。

議案第 12 号

秩父市行政組織条例の一部を改正する条例

秩父市行政組織条例（平成 17 年秩父市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部の項第 9 号を削り、同条財務部の項に次の 1 号を加える。

5 工事等の検査に関すること。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

提案理由

行政組織の事務分掌の見直しを行うことにより、事務事業の効率的執行を図るため。

### 議案第13号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年秩父市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「412,000円」を「424,000円」に改め、同条第2号中「361,000円」を「373,000円」に改め、同条第3号中「348,000円」を「360,000円」に改め、同条第4号中「346,000円」を「358,000円」に改め、同条第5号中「343,000円」を「355,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

### 提案理由

秩父市特別職報酬等審議会の答申を受け、市の人口、財政等の状況及び県内他市の議員報酬の額を勘案し、当該答申を尊重し、議員報酬の額について改定を行いたいため。

議案第14号

秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。)」を加える。

第7条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第9条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に

応じて規則で」に改め、同号中アからスまでを削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

（秩父市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第2条 秩父市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年秩父市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第4項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

（秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年秩父市条例第3号）を次のように改正する。

附則第5項の見出し中「令和9年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項中「令和9年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合」を「100分の2」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年秩父市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「第5条の規定による改正後の」を削る。

附則第13条中「第6条の規定による改正後の」を削る。

附則第14条中「第7条の規定による改正後の」を削る。

附則第15条第1項中「第8条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削り、同条第2項、第4項及び第5項中「新給与条例」を「秩父市一般職職員の給与に関する条例」に改め、同条第6項中「新給与条例」を「秩父市一般職職員の給与に関する条例第7条の3第1項及び」に改め、同条第7項及び第8項中「新給与条例」を「秩父市一般職職員の給与に関する条例」に改める。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

#### 提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行いたいため。

議案第 1 5 号

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 4 号を第 1 5 号とし、第 5 号から第 1 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 危険動物捕獲等業務手当

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(危険動物捕獲等業務手当)

第 6 条の 2 危険動物捕獲等業務手当は、市民の安全を確保するため、熊その他の市民の身体又は生命に危害を及ぼすおそれのある危険動物の捕獲等（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 条第 8 項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）に関する業務であって、著しく危険なものに職員が直接従事したときに支給する。

別表中第 1 4 号を第 1 5 号とし、第 5 号から第 1 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次のように加える。

5 危険動物捕獲等業務手当	熊その他の市民の身体又は生命に危害を及ぼすおそれのある危険動物の捕獲等に関する業務であって、著しく危険なものに直接従事した職員	1 件	1, 0 0 0 円
---------------	---	-----	------------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

野生動物の捕獲等に関する業務で著しく危険なものに従事する職員に対し支給する危険動物捕獲等業務手当を新設したいため。

議案第16号

秩父市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(秩父市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市監査委員に関する条例(平成17年秩父市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(秩父市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市病院事業の設置等に関する条例(平成17年秩父市条例第254号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(秩父市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市下水道事業の設置等に関する条例(平成30年秩父市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(秩父市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 秩父市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年秩父市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)等の一部改正に伴い、当該規定を引用する条例について所要の改正を行いたいため。

議案第17号

秩父市営バス条例の一部を改正する条例

秩父市営バス条例（平成19年秩父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1川又線の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

区分	料金（1人1乗車につき）	
	1区域	2区域
大人（中学生以上）	210円	310円
小学生	100円	150円
小学生未満	無料	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

提案理由

令和8年3月31日をもって市営バス川又線を廃止したく、所要の改正を行いたいため。

## 議案第18号

### 秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「〔介護納付金〕という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）」

第2条第2項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り、同項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、その世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.2」を「100分の7.3」に改める。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条中「21,000円」を「41,000円」に改める。

第5条の2を削る。

第6条中「100分の2.3」を「100分の2.5」に改める。

第7条中「11,000円」を「15,500円」に改める。

第8条中「100分の2」を「100分の2.2」に改める。

第9条中「10,500円」を「15,500円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)  
第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)  
第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,782円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)  
第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について123円とする。

第21条第1項中「及びイ」を削り、「65万円」を「66万円」に、「ウ」を「イ」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に、「エ」を「ウ」に改め、同項第1号ア中「14,700円」を「28,700円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「7,700円」を「10,850円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「7,350円」を「10,850円」に改め、同号エを同号ウとし、同項第2号ア中「10,500円」を「20,500円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「5,500円」を「7,750円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「5,250円」を「7,750円」に改め、同号エを同号ウとし、同項第3号ア中「4,200円」を「8,200円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「2,200円」を「3,100円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「2,100円」を「3,100円」に改め、同号エを同号ウとし、同条第2項第1号ア中「3,150円」を「6,150円」に改め、同号イ中「5,250円」を「10,250円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「16,400円」に改め、同号エ中「10,500円」を「20,500円」に改め、同項第2号ア中「前項第1号ウ」を「前項第1号イ」に、「1,650円」を「2,325円」に改め、同号イ中「前項第2号ウ」を「前項第2号イ」に、「2,750円」を「3,875円」に改め、同号ウ中「前項第3号ウ」を「前項第3号イ」に、「4,400円」を「6,200円」に改め、同号エ中「5,500円」を「7,750円」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第11項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附則第12項及び第13項中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附則第14項及び第15項中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

提案理由

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、保険税率の準統一に向けた段階的な税率改正について所要の改正ほか、子ども・子育て支援納付金課税額を新設したいため。

議案第19号

秩父市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例

(秩父市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第1条 秩父市農業集落排水処理施設条例(平成17年秩父市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定する管理者又は同法第39条の2第1項に規定する企業長を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(秩父市下水道条例の一部改正)

第2条 秩父市下水道条例(平成17年秩父市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第8条中「(規則で定める軽微な工事を除く。)は」を「は、次に掲げる工事を除き」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 規則で定める軽微な工事

(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定する管理者又は同法第39条の2第1項に規定する企業長を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

(秩父市戸別合併処理浄化槽条例の一部改正)

第3条 秩父市戸別合併処理浄化槽条例(平成19年秩父市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定する管理者又は同法第39条の2第1項に規定する企業長を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項ただし書中「場合」の次に「又は前項ただし書に規定する場合」を加える。

(秩父市コミュニティ・プラント条例の一部改正)

第4条 秩父市コミュニティ・プラント条例(令和5年秩父市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者又は同法第39条の2第1項に規定する企業長を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

提案理由

災害その他非常の場合において、排水設備等の工事を行うことが出来る事業者の特例を追加したく、関係条例について所要の改正を行いたいため。

議案第20号

秩父市地場産業センター条例の一部を改正する条例

秩父市地場産業センター条例（令和4年秩父市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表5階の部中「経営研修室」を「経営研修室 501」に、「会議室」を「会議室 502」に改め、同表4階の部中「会議室」を「会議室 402」に改め、同表3階の部中「会議室」を「会議室 301」に改め、同部に次のように加える。

会議室 305	午前	2,800円
	午後	3,710円
	夜間	4,290円
	午前・午後	6,180円
	午後・夜間	7,740円
	全日	9,890円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 秩父市地場産業センターの利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の秩父市地場産業センター条例の規定の例により行うことができる。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

提案理由

3階305会議室について、新たに使用料を徴収したいため。

議案第21号

秩父市学校設置条例の一部を改正する条例

秩父市学校設置条例（平成17年秩父市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秩父市立荒川西小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

提案理由

令和9年3月31日をもって秩父市立荒川西小学校を廃止し、秩父市立荒川東小学校へ統合したいため。

## 議案第 2 2 号

### 秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 7 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し、3 項、見出し及び 2 項を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 1 6 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から第 1 9 項までにおいて同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 5 5 万 1, 0 0 0 円以上 6 5 万 1, 0 0 0 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 2 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア、第 1 2 号ア、第 1 3 号ア及び第 1 4 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 5 5 万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」とする。
- 1 7 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 6 5 万 1, 0 0 0 円以上 1 6 1 万 9, 0 0 0 円

未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」とする。

- 18 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28

条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

19 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による

改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

20 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長                      清   野   和   彦

#### 提案理由

令和7年度税制改正に伴い、第1号被保険者に係る介護保険料率の算定方法等について所要の改正を行いたいため。

## 議案第23号

秩父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秩父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年秩父市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

## 提案理由

内閣府の定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

## 議案第24号

### 秩父市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

##### 第1節 利用定員に関する基準（第3条）

##### 第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

#### 第3章 雑則（第33条）

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

##### （一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の

15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、

第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への

連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用

しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員

からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備

及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定

保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、  
受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル  
に記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の  
閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられ  
た当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法  
(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合  
にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられ  
たファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するフ  
ァイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出  
力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとする  
ときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対  
し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方  
法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給  
付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない  
旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定  
する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等  
支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得  
について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあ  
り、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」とい  
う。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項に  
おいて準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交  
付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」  
とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行  
う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得  
る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」

と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

#### 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めたいため。

議案第25号

秩父市地域生活交通条例

(設置)

第1条 交通空白地における市民等の交通手段を確保するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号の規定により、秩父市地域生活交通（以下「地域生活交通」という。）を設置する。

(運行区域等)

第2条 地域生活交通の運行区域は別表の左欄に掲げる区域とし、運行日及び運行時間は規則で定める。

(利用対象者)

第3条 地域生活交通を利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、別表の左欄に掲げる運行区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる区域に居住する市民及び当該市民の介助者とする。

(利用登録等)

第4条 利用対象者は、地域生活交通を利用しようとするときは、市長に利用登録の申請を行い、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の利用登録を行った者（以下「利用登録者」という。）が、不正な手段により登録を行ったことが明らかになったときは、利用登録を取り消すことができる。

3 市長は、利用登録者が利用対象者でなくなったときは、利用登録を取り消すものとする。

4 利用登録者は、地域生活交通を利用しようとするときは、事前に予約をするものとする。

(使用料)

第5条 地域生活交通の使用料は、1人1乗車につき500円とする。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(乗車の拒否)

第8条 市長は、地域生活交通利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、そ

の乗車を拒み、又は降車させることができる。

(1) 危険物の持込み、車内での危険行為その他安全な運行の妨げとなるような行為をするとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、運行上危険があると判断したとき。

(損害賠償)

第9条 地域生活交通利用者が自己の責めに帰すべき事由により、地域生活交通又はその附帯施設を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところにより速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(運行業務等の委託)

第10条 市長は、地域生活交通の設置目的を効果的に達成するため、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

(1) 地域生活交通の運行及び管理

(2) 地域生活交通の使用料の収納

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

運行区域	居住区域
大滝地域（秩父市大滝、中津川及び三峰をいう。以下同じ。）の全域及び大滝地域から秩父鉄道三峰口駅までの間	大滝地域

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長                      清   野   和   彦

提案理由

市営バス川又線の廃止に伴い、大滝地域内交通空白地における市民等の交通手段を確保する地域生活交通の実施に関し、必要な事項を定めたいため。

余 白

議案第26号

令和7年度秩父市一般会計補正予算（第7回）

令和7年度秩父市一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300,322千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,488,116千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年2月25日提出

秩父市長 清野和彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		324,476	2,780	321,696
	3 森林環境譲与税	103,476	2,780	100,696
10 地方特例交付金		45,000	2,921	47,921
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	2,921	2,921
11 地方交付税		7,404,975	476,481	7,881,456
	1 地方交付税	7,404,975	476,481	7,881,456
13 分担金及び負担金		186,304	735	185,569
	1 負担金	186,304	735	185,569
14 使用料及び手数料		413,035	3,933	416,968
	1 使用料	312,487	3,933	316,420
15 国庫支出金		5,697,963	141,582	5,556,381
	1 国庫負担金	3,885,822	91,643	3,794,179
	2 国庫補助金	1,799,800	49,939	1,749,861
16 県支出金		2,044,883	52,336	1,992,547
	1 県負担金	1,281,976	30,886	1,251,090
	2 県補助金	515,330	11,585	503,745
	3 委託金	247,577	9,865	237,712
17 財産収入		149,597	12,977	162,574
	1 財産運用収入	135,270	12,977	148,247
18 寄附金		315,003	50,000	365,003
	1 寄附金	315,003	50,000	365,003
19 繰入金		2,963,375	480,000	2,483,375
	1 繰入金	2,963,375	480,000	2,483,375
21 諸収入		442,778	28,999	471,777
	2 市預金利子	4,810	9,052	13,862
	4 受託事業収入	78,974	678	78,296
	5 雑入	210,394	20,625	231,019
22 市債		2,131,500	198,200	1,933,300
	1 市債	2,131,500	198,200	1,933,300
歳入	合計	34,788,438	300,322	34,488,116

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		206,311	2,632	203,679
	1 議 会 費	206,311	2,632	203,679
2 総 務 費		4,889,974	41,504	4,848,470
	1 総務管理費	4,082,454	24,394	4,058,060
	3 戸籍住民基本台帳費	194,295	4,445	189,850
	4 選 挙 費	177,883	6,200	171,683
	5 統計調査費	45,503	6,465	39,038
3 民 生 費		12,792,733	310,518	12,482,215
	1 社会福祉費	6,093,968	5,441	6,088,527
	2 児童福祉費	5,379,393	323,107	5,056,286
	3 生活保護費	1,296,346	19,930	1,316,276
	5 災害救助費	3,334	1,900	1,434
4 衛 生 費		4,141,356	9,912	4,131,444
	1 保健衛生費	1,225,454	2,556	1,222,898
	2 病院事業費	455,838	7,718	448,120
	4 上水道費	1,747,221	362	1,747,583
6 農林水産業費		702,307	12,521	714,828
	1 農 業 費	355,932	33,225	389,157
	2 林 業 費	346,375	20,704	325,671
7 商 工 費		847,476	44,940	892,416
	1 商 工 費	847,476	44,940	892,416
8 土 木 費		2,254,222	41,462	2,212,760
	1 土木管理費	203,397	17,465	220,862
	2 道路橋りょう費	976,605	23,637	952,968
	3 河 川 費	36,257	3,800	32,457
	4 都市計画費	877,668	31,490	846,178
9 消 防 費		1,175,844	19,684	1,195,528
	1 消 防 費	1,175,844	19,684	1,195,528
10 教 育 費		3,288,086	40,178	3,247,908
	1 教育総務費	658,479	5,807	664,286
	2 小学校費	426,686	1,160	425,526
	3 中学校費	777,439	34,942	742,497
	4 社会教育費	575,820	3,200	572,620
	5 保健体育費	849,662	6,683	842,979
13 諸支出金		1,846,303	71,069	1,917,372
	1 基金費	1,846,303	71,069	1,917,372

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 予備費		89,283	2,330	86,953
	1 予備費	89,283	2,330	86,953
歳出	合計	34,788,438	300,322	34,488,116

## 第 2 表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名
4 衛生費	2 病院事業費	市立病院建設基本計画策定事業

(単位：千円)

補正前			補正後		
総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
16,500	令和7年度	8,250	9,900	令和7年度	2,090
	令和8年度	8,250		令和8年度	4,180
				令和9年度	3,630

第 3 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	大輪市有住宅解体事業	4,000
		大滝総合支所舗装事業	14,000
		公用車購入事業	3,948
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム等改修事業	1,518
3 民生費	2 児童福祉費	日野田保育所外構改修事業	15,660
	3 生活保護費	生活保護システム改修事業	330
4 衛生費	1 保健衛生費	秩父保健センター屋根防水改修事業	9,700
	4 上水道費	上水道出資事業	384,400
6 農林水産業費	1 農業費	肥料価格高騰緊急対策事業	11,000
		畜産飼料価格高騰緊急対策事業	25,000
	2 林業費	ナラ枯れ等被害対策事業	5,663
		森林整備事業	3,707
		森林整備補助事業	13,753
		としまの森づくり事業	3,265
		集約林地測量及び資源調査事業	10,325
7 商工費	1 商工費	生産性向上サポート事業	5,000
		省エネ設備更新補助事業	10,000
		原料米等価格高騰対策事業	15,000
		商店街環境施設整備事業	5,000
		知知夫ブランド館空調設備更新事業	2,101
		地域経済循環創造事業	23,760
		地場産業センター階段手摺り取付事業	4,870
		道の駅ちちぶ空調機改修事業	3,500
		観光PR用映像制作事業	1,496
8 土木費	1 土木管理費	地籍調査事業	19,965
	2 道路橋りょう費	高篠3号線用地等取得事業	7,400
		高篠7号線用地等取得事業	10,100
		荒川幹線2号線用地等取得事業	19,000
		幹線61号線新設改良事業	34,600
		尾田蒔158号線新設改良事業	5,500
		尾田蒔161号線新設改良事業	19,900
		大田539号線新設改良事業	5,000
		和銅大橋道路照明灯更新事業	18,900
		無名274号橋更新事業	11,100
	上石橋補修事業	22,300	

款	項	事業名	金額
		和田橋下部工補修事業	23,100
		聖橋上部工架替事業	11,200
	3 河川費	蒔田川改修工事に伴う橋りょう架換工事負担事業	15,000
	4 都市計画費	羊山公園わんぱく広場遊具改修事業	23,200
		ミューズパークスポーツの森管理施設更新事業	28,300
		芝桜対策事業	39,611
		芝桜料金徴収事業	2,484
5 住宅費	老朽市営住宅解体撤去事業	11,520	
9 消防費	1 消防費	災害対応備品購入事業	21,650
10 教育費	1 教育総務費	中学校卒業祝金交付事業	9,507
	4 社会教育費	秩父図書館エレベーターコンデンサー更新事業	776
	6 保健体育費	吉田取方総合運動公園キュービクル内高圧機器交換事業	2,300
		原谷アーチェリー場改修事業	10,238

## 第 4 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
4 森林管理道整備事業費	25,500	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
5 地方道路整備事業費	393,700		
8 尾田蒔中学校体育館大規模改造事業費	95,300		
9 大田中学校校舎大規模改造事業費	225,500		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	25,000	補正前に同じ。		
	174,700			
	104,500			
	237,600			

議案第 27 号

令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）

令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,502 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,742,180 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 27,100 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 213,202 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,840,744	4,566	4,836,178
	1 県補助金	4,840,743	4,566	4,836,177
4 財産収入		13	15	28
	1 財産運用収入	13	15	28
5 繰入金		760,089	2,951	757,138
	1 他会計繰入金	760,089	2,951	757,138
歳入	合計	6,749,682	7,502	6,742,180

## 2 歳 出(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		4,767,000	4,500	4,762,500
	4 出産育児諸費	13,506	4,500	9,006
5 基金積立金		13	15	28
	1 基金積立金	13	15	28
6 諸支出金		34,710	72,379	107,089
	1 償還金及還付加算金	8,500	72,379	80,879
7 予 備 費		109,540	75,396	34,144
	1 予 備 費	109,540	75,396	34,144
歳 出 合 計		6,749,682	7,502	6,742,180

## 3 歳 入(診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 市 債		93,600	27,100	66,500
	1 市 債	93,600	27,100	66,500
歳 入	合 計	240,302	27,100	213,202

## 4 歳 出(診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医 業 費		26,152	6,000	20,152
	1 医 業 費	26,152	6,000	20,152
4 予 備 費		39,774	21,100	18,674
	1 予 備 費	39,774	21,100	18,674
歳 出 合 計		240,302	27,100	213,202

## 第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 施設管理費	旧大滝国民健康保険診療所解体事業	71,200

### 第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 旧大滝国民健康保険診療所解体事業費	93,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	66,500	補正前に同じ。		

議案第28号

令和7年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

令和7年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,386千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,049,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		780,087	64,808	844,895
	1 後期高齢者医療保険料	780,087	64,808	844,895
2 繰入金		209,798	7,422	202,376
	1 他会計繰入金	209,798	7,422	202,376
歳入合計		992,287	57,386	1,049,673

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療広 域連合納付金		989,886	57,386	1,047,272
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	989,886	57,386	1,047,272
歳 出	合 計	992,287	57,386	1,049,673

議案第 29 号

令和 7 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）

令和 7 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36,646 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,226,836 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長                      清   野   和   彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,633,200	13,986	1,647,186
	1 国庫負担金	1,148,940	14,230	1,163,170
	2 国庫補助金	484,260	244	484,016
3 支払基金交付金		1,829,030	12,567	1,841,597
	1 支払基金交付金	1,829,030	12,567	1,841,597
4 県支出金		1,011,423	3,468	1,014,891
	1 県負担金	971,942	5,075	977,017
	2 県補助金	39,481	1,607	37,874
5 財産収入		591	807	1,398
	1 財産運用収入	591	807	1,398
6 繰入金		1,345,850	5,818	1,351,668
	1 一般会計繰入金	1,125,850	5,818	1,131,668
歳入合計		7,190,190	36,646	7,226,836

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		6,525,800	59,400	6,585,200
	1 介護サービス等諸費	5,962,000	102,000	6,064,000
	2 予防サービス等諸費	195,000	16,000	179,000
	3 高額介護サービス等諸費	142,800	5,400	148,200
	5 特定入所者介護サービス等諸費	204,100	32,000	172,100
3 地域支援事業費		296,586	12,857	283,729
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	241,613	12,857	228,756
4 基金積立金		15,835	807	16,642
	1 基金積立金	15,835	807	16,642
6 予 備 費		10,868	10,704	164
	1 予 備 費	10,868	10,704	164
歳 出 合 計		7,190,190	36,646	7,226,836

議案第30号

令和7年度秩父市立病院事業会計補正予算（第4回）

第1条 令和7年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量（2）年間患者数 外来「73,000人」を「69,000人」に改め、同条（3）一日平均患者数 外来「275人」を「259人」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	3,106,450千円	△64,085千円	3,042,365千円
第1項 医業収益	2,770,714千円	△54,124千円	2,716,590千円
第2項 医業外収益	335,736千円	△9,961千円	325,775千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	3,483,079千円	△83,032千円	3,400,047千円
第1項 医業費用	3,434,820千円	△82,700千円	3,352,120千円
第2項 医業外費用	47,706千円	△332千円	47,374千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 26,951千円」を「不足する額 26,392千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 26,651千円」を「過年度分損益勘定留保資金 26,092千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	137,449千円	△577千円	136,872千円
第2項 出資金	23,849千円	△577千円	23,272千円
	支	出	
第1款 資本的支出	164,400千円	△1,136千円	163,264千円
第2項 企業債償還金	45,017千円	△1,136千円	43,881千円

第5条 予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1)	救急医療等			
	負担金・補助金	423,032 千円	△981 千円	422,051 千円

第6条 予算第11条中「299,616千円」を「233,616千円」に改める。

令和8年2月25日提出

秩 父 市 長                      清   野   和   彦

議案第31号

令和7年度秩父市下水道事業会計補正予算（第3回）

第1条 令和7年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
（1）公共下水道事業		
ハ 主要な建設改良事業		
管路建設事業	37,500 千円	15,000 千円
管路改築事業	357,773 千円	228,022 千円
処理場改築事業	59,827 千円	58,000 千円
（2）農業集落排水事業		
ハ 主要な建設改良事業		
管路改築事業	1,360 千円	9,060 千円
（3）戸別合併処理浄化槽事業		
ハ 主要な建設改良事業		
浄化槽設置事業	93,254 千円	51,265 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 公共下水道事業収益	1,122,118 千円	△23,269 千円	1,098,849 千円
第2項 営業外収益	562,803 千円	△23,269 千円	539,534 千円
第2款 農業集落排水事業収益	184,445 千円	△747 千円	183,698 千円
第2項 営業外収益	157,609 千円	△747 千円	156,862 千円
第3款 戸別合併処理浄化槽事業収益	172,507 千円	△7,145 千円	165,362 千円
第1項 営業収益	33,704 千円	△268 千円	33,436 千円
第2項 営業外収益	138,802 千円	△6,877 千円	131,925 千円
支 出			
第1款 公共下水道事業費用	1,095,868 千円	△50,887 千円	1,044,981 千円
第1項 営業費用	1,044,589 千円	△44,201 千円	1,000,388 千円
第2項 営業外費用	50,679 千円	△6,686 千円	43,993 千円

第2款 農業集落排水事業費用	175,306千円	△14,620千円	160,686千円
第1項 営業費用	166,704千円	△14,580千円	152,124千円
第2項 営業外費用	8,002千円	△40千円	7,962千円
第3款 戸別合併処理浄化槽事業費用	162,262千円	△12,798千円	149,464千円
第1項 営業費用	148,059千円	△11,945千円	136,114千円
第2項 営業外費用	9,193千円	△853千円	8,340千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 414,712千円」を「不足する額 350,263千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,400千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,773千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 25,161千円、当年度分損益勘定留保資金 271,462千円、減債積立金 83,433千円」を「過年度分損益勘定留保資金 31,180千円、当年度分損益勘定留保資金 263,924千円、減債積立金 17,130千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 公共下水道事業資本的収入	526,254千円	△95,590千円	430,664千円
第1項 企業債	397,500千円	△70,000千円	327,500千円
第4項 国庫補助金	101,020千円	△25,590千円	75,430千円
第2款 農業集落排水事業資本的収入	20,438千円	7,700千円	28,138千円
第1項 企業債	20,000千円	7,700千円	27,700千円
第3款 戸別合併処理浄化槽事業資本的収入	99,204千円	△47,986千円	51,218千円
第1項 企業債	54,000千円	△27,600千円	26,400千円
第2項 負担金及び分担金	8,120千円	△3,790千円	4,330千円
第3項 国庫補助金	31,084千円	△13,996千円	17,088千円
第4項 県補助金	6,000千円	△2,600千円	3,400千円
支 出			
第1款 公共下水道事業資本的支出	856,666千円	△166,026千円	690,640千円
第1項 建設改良費	471,162千円	△154,078千円	317,084千円
第2項 企業債償還金	385,404千円	△11,948千円	373,456千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出	67,560千円	7,690千円	75,250千円
第1項 建設改良費	10,009千円	7,700千円	17,709千円
第2項 企業債償還金	52,551千円	△10千円	52,541千円

第3款 戸別合併処理浄化槽事業資本的支出 136,382千円 △41,989千円 94,393千円

第1項 建設改良費 93,254千円 △41,989千円 51,265千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額「347,500千円」を「277,500千円」に、「54,000千円」を「26,400千円」に改め、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に次の項目を追加する。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 7,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

令和8年2月25日提出

秩父市長 清野和彦

議案第 32 号

令和 8 年度秩父市一般会計予算

令和 8 年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

議案第 33 号

令和 8 年度秩父市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

議案第 34 号

令和 8 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

議案第 35 号

令和 8 年度秩父市介護保険特別会計予算

令和 8 年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

議案第 36 号

令和 8 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算

令和 8 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

議案第 37 号

令和 8 年度秩父市駐車場事業特別会計予算

令和 8 年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

議案第 38 号

令和 8 年度秩父市立病院事業会計予算

令和 8 年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦

議案第 39 号

令和 8 年度秩父市下水道事業会計予算

令和 8 年度秩父市下水道事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 8 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長            清   野   和   彦